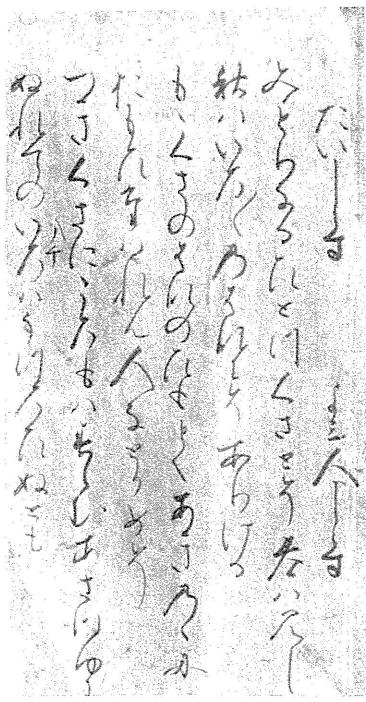


名古屋大学附属図書館高木家文書調査室

高木家文書調査報告 VII

一九七九年三月



古今和歌集歌切（伝兼好法師書）

21.5cm×10.7cm

目 次

まえがき

I 調査室運営

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 一九七七年度運営委員会 | 4 |
| 2 | 一九七八年度運営委員会 | 8 |

II 調査室の事業

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 高木家文書関連文書調査 | 13 |
|---|-------------|----|

III 分類・整理

1 分類項目

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 分類項目 | 18 |
| 2 | 第七年度・第八年度一点整理進展状況 | 24 |

付 未整理文書概括表

3 解題

まえがき

(一)

高木家文書調査第八年度、最終年度が終了しようとしている。ここに、調査報告書の第七集を作成する。

本調査報告は、はじめに、昨年度と今年度の運営委員会の経過を報告し、つぎに、高木家文書関連文書調査、目録刊行、一点整理などの諸事業について、項を分けて報告する。最後に、兩年度の整理済み文書、およびこれまで未報告の文書のなかからおもなものを適宜とりあげ、その仮解題をする。

なお、この報告書は主として西田真樹室員によつて作成された。なかでも、解題はもつばら同室員の執筆するところである。

(二)

高木家文書調査室は今年度をもつて閉鎖する。一九七一年三月二十五日以来八年間に亘る高木家文書調査事業は、ここに一応の区切りをつける。

この間、五一、二六七点の文書をカード化し、それぞれにラベルを貼付して検索の便を計るとともに、全文書を一二四項目に分類して全体像を明らかにすることことができた。また、昨年度から目録の刊行もはじまつた。高木家文書が名大に所蔵されてから、実に三十年ぶりをもつて学界の共有財産としての条件が整いはじめたのである。さらにこの間の調査は、本文書が幕藩制史研究に数多くの貴重な事実を提供するものであることを一層明確に

することができた。そればかりでなく、学問的にも未確立の近世史料に関する古文書学的、ないし史料学的研究の基礎的成果をも生み出してきた。

しかし、残された課題もまたいくつがある。第一に、二万数千点の書状や書付は未整理で残さざるをえなかつた。これらの文書には、私的な儀礼的書状のほかに、公的役務上で作成されたものも少なくない。これは領主制における公務の実態を如実に示すものとして、史料的価値は極めて高い。しかし、年代比定に大きな困難があり、限られた時間内では十全な分類・整理は不可能にちかいと判断し、今回の対象からはずしたものである。近い将来、何らかのかたちで残された文書の整理計画が立てられる必要がある。

第二に、『高木家文書目録』の刊行は、全五巻のうち二巻がすんだばかりである。続刊の予定もたてられてゐるが、順調な進行を期待したい。

第三に、整理済み文書のなかにも補修を必要とするものが少なからずある。もちろん整理の過程で補修できる軽微なものは施してきたが、専門的技術を要するものは適当な業者がえられないために手付かずのままである。これらの文書は閲覧にたえないので、早急に補修する必要がある。

第四に、高木家文書関連文書についてである。西高木家文書自体にも散佚があり、一部はこの間の調査によつて所在を確認し、撮影をしてきた。西高木家と歴史的に密接な関係のある東高木家と北高木家やその他の交代寄合の文書については、東高木家文書の一部を調査したばかりは、ほとんど未調査である。さらに範囲を高木家の支配領域や輸中地帯にひろげるなら、調査すべき文書はかなりの数にのぼるであろう。本学所蔵の高木家文書がこうした調査に裏打ちされるならば、その史料的価値はより一層高められるものと判断される。

以上のように残された課題はいくつかある。それでもかわらず、この八年間の事業が学界に与えた恩恵は少

なからぬものがあると自負してやまない。いうまでもなくこれは全学の協力の賜物であることを銘記しておきたい。

一九七九年三月

高木家文書調査室運営委員会

I 調査室運営

1 一九七七年度運営委員会

(1) 第一回運営委員会 四月一二日

運営委員長、小委員会委員長および委員は、別掲のとおり、前年度と変更なくそれぞれ選出された。

一九七六年度決算報告の承認のあと、整理事業計画が審議された。計画の主要な点は、基本作業として治水関係文書を中心に約九〇〇点の一点整理をおこない、あわせて調査報告書第七集の作成、展示会の実施などである。また目録作成準備作業は継続して進めることになった。支出計画では、消耗品費と人件費の増加を見込み、全体として約一五%増で予算要求することになり、承認された。

目録の刊行については、前年度第五回小委員会の審議の結果が報告され、年末には文部省科学研究費刊行補助費を申請できるよう、原稿作成を急ぐことになった。なお、細目の検討は小委員会に付託された。

一九七七年度の運営委員会および調査室のスタッフはつぎのとおりである。

文学部助教授 三 鬼 清一郎（小委員会委員）

同 石 原 潤

教育学部助教授 篠 田 弘

法学部教授 平 松 義 郎（小委員会委員長）

農学部教授 塩沢 君 夫（運営委員長）

経済学部助教授 大 西 英 爾

理学部教授

医学部教授 坂 本 信 夫

工学部教授 島 田 静 雄（小委員会委員）

農学部教授 松 崑 幹 之

教養部助教授 伊 藤 忠 士（小委員会委員）

室 長 塩沢 君 夫

室 員 西 田 貞 樹

目録作成員 筒 本 正 治（一一月一日付）

補 助 員 山 下 美智子

同 山 中 島 俊 子

同 山 森 寿 子

同 下 村 信 博

戒 能 民 江

(2) 第二回小委員会 四月一二日

目録の刊行について審議した。その結果、出版社への打診を開始することになった。

(3) 第二回小委員会 六月一四日

目録の刊行に関して、前回の小委員会で候補にあがった出版社は、打診の結果、応じないことが判明し、あら

たに数社の候補をあげ、七月中には見通しをつけることになった。

(4) 第三回小委員会 七月一九日

図書館側より、目録の刊行に文部省から予算がおりる可能性があることが報告された。これにより年度内刊行のめどがついたので、刊行用人件費を確保するための学内交渉と印刷所の決定を急ぐこととなった。印刷所は、古文書の目録という専門性から、高度の技倣を有するところが要望された。

(5) 第四回小委員会 七月二七日

この委員会では、目録の構成を検討するとともに、原稿作成、校正などの人員配置について審議された。目録の構成は、口絵、序、目次、解題、凡例、分類項目一覧表、本文とし、総ページ数七二〇ページ程度を予定することになった。つぎに人員について、校正の経費は印刷費のなかに組込み、作業の全体を統轄する立場の助手一名の流用を検討していくことになった。

(6) 第五回小委員会 九月一三日

目録刊行にあたっての助手の流用について審議された。“高木家文書目録作成員”という名目で、三年間に目録を完成させるという計画にそい、この年度のこりを含めて、二年半の流用を要望することになった。ただし、図書館側より、刊行費の文部省交渉の感触では、四、五年計画にせざるをえない事態もありうるとの予測を示され、流用期間切れのあとに要員確保については問題を残すことになった。

つぎに、目録の構成について審議をし、序文は館長に依頼し、解題は室員が作成することになった。また目録の名称を「高木家文書目録 卷一」とした。

(7) 第二回運営委員会 一〇月二十四日

この運営委員会では助手の流用について審議された。公募の結果、榎本正治氏が候補となり、投票により文学部助手として採用することが決定された。

そのほか、目録作成作業の進展状況が報告された。また、高木家文書について、学内向けの平易な解説パンフレットが必要であることが指摘され、検討することになった。

(8) 第六回小委員会 一〇月二十四日

桑名市教育委員会よりの治水関係文書撮影依頼について審議された。これは許可することになったが、あわせて文書の閲覧についての内規が議論された。この議論にもとづき、後日成文化されたものはつぎのとおりである。

- ① 高木家文書の閲覧・筆写は、その目的を明らかにさせ、その範囲内での利用に限って許可する。
- ② 高木家文書の撮影は、運営小委員会の許可を必要とし、かつ、ネガ一部を調査室に提出させる。
- ③ 各史料全文の刊行は、運営委員会の許可を必要とする。

(9) 第七回小委員会 二月一五日

『高木家文書目録』卷一の構成について、最終的な決定がなされた。この年度の調査報告書は見送ることにな

つた。館長より、未整理文書の処理の検討を急ぐ必要があるとの意見が述べられた。

(10) 第三回運営委員会 三月二二日

この運営委員会は年度最後の運営委員会であり、一年間の業務報告がなされた。第七年度高木家文書整理費決算報告があり、了承された。一点整理は、治水関係文書八二五〇点が終了し、初年度より通算して四九、二六二点となつた。目録は三月二五日発行をめどに順調に進んでいることが報告された。

2 一九七八年度運営委員会

(1) 第一回運営委員会 四月一一日

まず、運営委員長と小委員会委員の選出をおこなつた。委員長には塩沢委員を再選し、小委員会委員には、三鬼、平松、島田、伊藤各委員を選出した。

つぎに、第八年度整理事業計画が審議された。基本作業である文書の一点整理は、本事業を三年間延長した際に切り離した書状類その他を除き、「一応の区切りをつける」（『調査報告』）と「高木家文書調査室の事業について」）ことを主要な目標として進めることになった。目録作成準備作業として、巻二と巻四の編集を進めることになった。そのほか、消耗品や備品の準備作業、曝書、防虫、補修等の付随作業、調査報告書第七集の作成、高木家文書関連文書の調査・採訪、展示会などは従来どおりとした。補助員は、のべ勤務日数は前年度と増減はないものの、あらたに桐原千文氏を採用した。

予算は、整理書架、目録送付用紙箱、目録送料を付け加えたほかは、ほぼ前年どおりの構成と額で要求することになった。

つぎに、目録の配布先について審議された。大学関係、国公私立図書館等の資料収集機関、高木家文書関係者、海外大学、学内部局に四一四冊の配布案が提示され、さらに小委員会と図書館側とで検討を重ねることになった。

最後に、高木家文書の将来計画について意見交換がなされた。閲覧サービスの態勢づくり、未整理文書のあつかい、図書館に古文書室を設置する計画などについて意見が出された。

運営委員会および調査室の構成は、補助員の増加があつたほかは、前年度と変化はない。

(2) 第一回小委員会 四月一一日

まず、小委員会委員長に平松委員を再選した。つぎに運営委員会より要請された目録配布先について審議した。その結果、数件の追加があり、配布数は四二〇となつた。

(3) 第二回小委員会 一月一〇日

冒頭に、平松委員長の海外出張にともない、伊藤委員を委員長代理に選出した。第一の議題は展示会についてであった。室員から、「明治維新と高木家」というテーマで二六種二六点の出陳目録案が提示された。しかし、出陳を予定する文書は、内容はともかくも、高木家文書の明治期のものが應々にしてそうであるように、粗雑な写しや控えの文書が大多数で、からならずもし展示にたえうるものでないこと、文書整理に「一応の区切りをつけよ」との今年度の事業計画に照らし、時間的余裕が充分にとれないことなどの理由から、今回の展示会は見合わすことになつた。

第二の議題は、三巻以降の目録の出版と調査室の今後についてであった。一九七五年一月に調査期間を三年間延長した際、その理由書に、延長期間中に全五巻の目録原稿も完成するとの見通しを述べていたが、結果的には実現できなかつた。しかも、これまでの作業経過からみて、専門的知識を有する専任一人に若干名の補助員を配置しても、一年に一巻の出版が限度であることが指摘され、現状は三巻目の原稿執筆準備作業の途中であることが示された。このままでいけば今年度で調査室は廃止され、来年度は目録作成員が一人だけ残ることになり、三巻目の出版さえも危ぶまれ、四、五巻目はまったく完成のめどがないことが明らかになった。図書館では、今年度の概算要求に高木家文書の二万数千点の未整理分とその他の所蔵文書を整理し閲覧に供するための古文書室の併置をあらたに加えたが、実現は難行しそうである。また、本調査室の再度延長は不可能であろうから、一応はこれを廃止し、あらためて高木家文書の利用・サービスを主要な業務とする新組織をつくり、そこで目録刊行や未整理文書の整理をしたらどうかとの意見も出された。結局、この小委員会では結論を出すことができず、運営委員会でさらに審議することになった。

(4) 第二回運営委員会 一一月二一日

この運営委員会では高木家文書調査室の今後の問題について審議された。その結果、調査室は今年度をもつて閉鎖することが確認された。来年四月以降は、図書館商議員会のもとに専門委員会としての目録刊行委員会を設け、一年に一巻ずつ目録刊行を継続することになった。なお、目録刊行委員会は、これまでの調査室の事業が全学的事業として位置づけることによって順調に進展してきたことに鑑み、運営委員会の構成とおなじように、文学部・教養部の教官一名（文学部は二名）をもつて構成することとした。この目録刊行委員会設置の内規は小委員会にその検討を付託した。当面、来年度はすでに目録作成の専任者である助手一名の流用が認められているので、その補助のアルバイト予算の確保を館側に要請した。

さらに、館側の構想である古文書室設置は今後とも継続して概算要求項目として追求することとに、学内的には、古文書の整理・閲覧における特殊性を評議会に説明し、半永久的な定員配置を実現するよう働きかけてもらうことを、館長にとくに要請した。

(5) 第四回小委員会 一二月一三日

ここでは目録刊行委員会について議論された。委員は商議員会からの委嘱により全学から選出することにした。委員会は目録刊行だけを業務とし、早晚問題になるであろう閲覧サービスは商議員会における検討をまつことになつた。委員会の設置期間は目録の完結までとし、特別に期限を設けないことにした。また、財政問題では、補助員の人事費等は学内共通経費から、出版経費は文部省からとすることが確認された。目録刊行員としての助手の流用は別途に要求するものとした。

高木家文書に関する今後の業務が目録刊行に限定されることにともない、閲覧サービス、未整理文書の整理、関連文書の調査、本学所蔵文書のマイクロフィルム化、補修など、残された問題について意見交換があった。

(6) 第四回小委員会 一月三一日

この委員会では、目録刊行員会について再度審議がなされた。まず、これまでの調査室の経過からみて、目録刊行のみを切り離し、図書館の業務として限定づけてしまうことに疑義が出された。審議の結果、目録刊行委員

会を設置し、それを商議員会の下に置くことは既定の事実であり、やむをえないとしても、目録刊行はこれまでの調査室の業務の一つの柱にすぎず、その他の業務と密接に関連している。したがって、今後の問題として、これらを事实上総合的に発展させていく方向を検討することが必要であるとの確認がなされた。

(7) 第三回運営委員会 三月一日

館長より、目録刊行とそれに関連するその他の業務を遂行する態勢について方針転換の提案があった。これまでの審議では刊行委員会を商議員会の下に設置することを図書館内規で決定する方向であったが、内規には専任者の確保を規定することができないので、評議会議決にもとづいて、「名古屋大学附属図書館高木家文書目録刊行調査室」を設置したいというものであった。

審議の結果、おおよそつぎのような主旨の規程案を評議会に提出することになった。すなわち、「目録刊行調査室」は高木家文書の目録刊行およびそれに関連する諸業務を行なう目的で附属図書館に設置する。その運営は館長の委嘱した各学部および教養部の教官各一名（文学部は二名）によって組織する委員会が担当する。調査室員は目録刊行等の業務に必要な知識と技能を持った本学職員をもって充て、その選考は運営委員会の議を経て館長が行ない、任期を一年とする。この規程は目録刊行完了まで有効であるものとし、特別な期限は設定しない。以上である

つぎに、最後の運営委員会を三月二三日に開催することを決め、散会した。

II 調査室の事業

1 高木家文書関連文書調査

(1) 西尾市岩瀬文庫所蔵『古文状』

岩瀬文庫所蔵『古文状』（同文庫目録では「諸家古文状」一三一一二五）全七冊のうち、第一冊目に高木三家所蔵の文書が六点収録されている。

①神君 二千三百石 美濃衆 高木修理

書状披見、仍敵之様子注進、得其意候、比表蟹江之儀、

今明之内、令落城候、可御心安候、尚期後音候、恐々謹言

六月廿二日 御譯御判

高木権右衛門殿

同名衆中

②神君 千一石 美濃衆 高木大次郎

就今度其許普請、辛勞察思召候、猶使者可申候也

三月廿五日

御黒印

高木次郎兵衛とのへ

③同

其許長普請炎天之節、別而辛勞思召候、尤岩瀬吉左衛門尉、可申候也

六月七日

高木次郎兵衛とのへ

御黒印

④神君 千一石 美濃衆 高木藤兵衛藏

就今度其許普請、辛労察思召候、猶使者可申也

三月廿五日

御黒印

高木藤兵衛とのへ

⑤ 其許長々普請炎天之節、別而辛労思召候、(を)岩瀬吉左衛門尉、可申也

六月七日

高木藤兵衛とのへ

⑥台徳公 高木藤兵衛藏

美濃国石津郡松木村百八十石武斗余、上原村九十五石余、宮村四十八石武斗余、奈幾宇村八十七石四斗余、加毛脇村八十七石三斗余、下村百三十石石余、堂之上村百四十石七斗余、上村七十七石武斗余、細野村八十四石武斗余、折上村八十七石一斗余、時山村十四石五斗余、此外一石四斗 所々改出 合千壱石四斗余之

事、全扶助之早、知行者也

寛永六 八月八日

御朱印

高木藤兵衛とのへ

『古文状』は、大名や旗本の家に所蔵されている文書で、多くは家康、秀忠の文書を書き写したものである。成立は、その外觀からして、近世であると推定される。右に引用した記載でいえば、所蔵者の高木大次郎は寛政六年（一七九四）年から文化七（一八一〇）年まで北高木家の当主である。この期間は幕府による『寛政重修諸家譜』の編纂期間にはば照應する。すでに寛政三（一七九一）年に、幕府は「万石以下御目見以上之面々」に先祖書の提出を令した（「幕法」五一）。高木家がこれに応じて提出したものの控えが本学所蔵文書のうちにある（『調査報告』三 四九ページ）。高木家が提出した先祖書の内容について、幕府役人とのあいだに質疑応答の文書も残っており、『寛政重修諸家譜』はこの先祖書をベースにしたものと思われる。ちなみに、高木家の先祖書所引の文書は、『寛政重修諸家譜』では記述のうちに消化されている。この先祖書に収録されている文書の一つが右の①にあたる。

『古文状』にみられるような網羅的な文書の収録は、近世にあつては幕府による中央集権的な事業と無関係では不可能であろう。したがつて、その成立は、あるいは『寛政重修諸家譜』の編纂と直接に関連するのかもしれないし、あるいはこのとき諸家より提出された先祖書を閲覧できる立場にあつた者 このばあいは『古文状』成立年代の推定がいよいよ困難になるが、そのような者の手によるものであるのかも知れない。今後の検討をまちたい。

なお、①の文書の原本は岐阜県揖斐川町市田家に保存されている。②③は北高木家宛の文書であり、④⑤⑥は東高木家宛の文書である。②③と同文面で、西高木家宛の文書は、さきの先祖書に収録されており、原文書はこれも市田家に保存されている。

(2) 上石津町市之瀬区有文書

市之瀬は尾張藩石河家の所領であった。この村と高木家領下多良村とのあいだに、文政四（一八二一）年に山論がおこった（『高木家文書目録』卷二解題参照）。そのときの史料が区有文書として豊富に残されている。本学所蔵文書と内容的に重複するものも多いが、文書作成過程での推敲を示す下書きや、尾張藩役人や石河家と市之瀬村とのあいだの文書、曖人と市之瀬村との文書など、この山論を市之瀬村の側から分析できる史料も少なくない。

2 目録刊行

『高木家文書目録』卷一を一九七八年三月二十五日に刊行した。本目録は、B五版、七二〇ページ、口絵一ページ、紺色紗で装丁されている。内容は、序文と解題、分類項目一覧表、凡例、および本文部分の目録からなっている。序文は本館館長の執筆になる。解題には、第一に、高木家の歴史、同文書の伝来と文書の特徴を記し、第二に、調査室の機構と経過、および七年間の事業について述べ、第三に、卷一に収録した文書の概要を紹介している。本文は総点数九、五三九点の文書の目録となっている。その内訳はつぎのとおりである。大項目「領地」三、一九四点（中項目「知行地」一、三七〇点、「戸口」一、八二四点）、「支配」六、三四五点（中項目「年

貢」二、二三一点、「諸役」八一二点、「村政」六九四点、「法令」五七七点、「願書」一、三五三点、「出入
・吟味」六七五点）。

編集にあたってはつぎの点に留意した。第一は文書の内容をいかにして正確に、しかも繁雑に陥ることなく表記するかという点である。まず、本文書の分類は内容分類を原則としているので、分類項目によって文書の内容の輪郭を知ることができる。このため、各ページの上部にそのページに収録した文書に該当する分類記号と項目名を印刷した。これは検索に便なるがための配慮もある。つぎに、標題、摘要、作成年月日、作成、宛名、形態、点数を位置を決めてそれぞれ表記した。しかし、文書の内容をより適確に知りうるのは標題によってである。無標題のものは「」括弧を付けて内容を記してあるので問題はない。問題は「乍恐以書付奉願上候御事」や「覚」などに代表されるような不充分な標題の文書である。これらの文書にはその摘要を（）括弧内に記した。もつとも原文書が紙袋や包紙やこよりによつて一括されているばあいは、紙袋などの上書きや、あらたに「」括弧を付して与えた一括標題によつて個々の内容は類推しうると判断し、摘要は記していない。

第二に、右の一括文書のとりあつかいについてである。整理は一括の形態を厳密に保存してきた。仮に、将来の一般公開の過程で混乱が生じても、復元は可能である。目録の表記上では、一括標題以外の文書の標題を通常よりも一字下がりで記載し、一括内の一括はさらに一字下がりとして、一見してそれとわかるようにした。

第三は重複収載についてである。一括された文書のなかには、内容上で他の項目に分類しておいたほうが利用しやすいものが含まれていることがある。このようならばあいは、整理番号に分類記号を併記して、該当する項目にも重複して収載した。

本目録は今年度中に卷一を刊行し、以後、一年に一巻ずつ、巻五まで刊行を予定している。巻二以降の収録予

定はつぎのとおりである。なお、最終的には点数に若干の異同がでる見込みである。

卷二 「支配」「家臣」「勤役」一〇、〇七〇点

卷三 「治水」一一、九三〇点

卷四 「家政」九、九九五点

「財政」「明治」九、〇七九点

3 閲覧

一九七七、八年度の閲覧者は六名であった。そのうち二名は卒業論文執筆のためであり、それぞれ愛知大学文学部（「高木家文書における山論——文政年間交代寄合高木家領と尾張藩給人石河家領をめぐってー」）、岐阜大学教育学部（「近世後期における高木家在地支配の特質——弘化二年多良九カ村一揆をめぐってー」）に提出された。

III 分類・整理

1 分類項目

				B	A		大項目		中項目		小項目	
				支配	領地				知行地		戸口	
4	3	2	1		2	1						
法 令	村 政	諸 役	年 貢		戸 口	知 行 地			(1) 土地台帳	(2) 高帳		
(3) その他	(1) 幕 法	(5) その他	(3) 村入用	(1) 村 況	(5) その他	(8) 助 郷	(1) 小物成	(3) その他	(1) 人別改 正	(2) 宗門改帳		
(2) 家 法			(4) 出 入	(2) 村役人		(4) 夫 銀	(2) 国役金	(9) その他	(3) その他	(3) 宗門一札	(4) 人数増減	
									(7) 奉公人	(5) 五人組	(6) 送り状	
									(8) 縁組願書			

F			E			D					
家政			治水			勤役					
3	2	1	4	3	2	1	3	2	1	4	8
日記	家督譜	系統	その他	普請見廻	用水論所見分	役儀	軍事	參勤	幕府	その他	家
(3) 台所方日記	(1) 領用日記	(1) 当家	(3) 続書	(1) 先祖書	(1) その他	(1) 普請見廻	(1) 用水論所見分	(3) 仮養子	(1) 參府	(3) 幕府	(1) 沙汰書
(4) その他	(2) 留守居方日記	(2) 他家		(2) 名書				(2) 初目見		(2) 留守居方御用状	(2) 緑組

		C										
		家										
		臣										
2	1	13	12		11	10	9	8	7	6	5	
勤	分	交	救濟・頤賞		寺林	土	災	一	出入・吟味			願
仕	限	通			社野	木	害	揆	書			
(3) 勤 向	(1) 取立・出仕	(8)士 帳	(1)分限帳	(3)通 信	(1)通 行	(1)救 濟	(7)その他	(5)檀 家	(8)殿 地	(1)由 緒	(1)山 林	(1)領内災害
(4) 退 身	(2) 誓 詞		(2)扶 持		(2)運 輸	(2)顕 賞		(6)出 入	(4)勤行祭式	(2)住 職	(2)山 論	(2)災害風聞

付 濃州厚見郡日置江村青木家文書（未整理）	J 雑（未整理）	I そ の 他	H 明 治			物 産			留守居方財政	
			1	2	1	7	6	5	4	
		そ の 他	経 營	國 事	そ の 他	講	物	產	(1)取 引	(1)留守居方財政
		(1)そ の 他	(3)日 記	(1)家 計	(3)郡 長	(1)御 出 入 方 扶 持	(1)講		(2)酒 造 株	(2)酒 造 株
				(4)そ の 他	(2)農 業	(4)そ の 他	(2)学 区 取 締	(2)そ の 他		

			G										
			財										
			政										
3	2	1	11	10	9	8	7	6	5	4			
借	村	収	仏	吉	学	書	家	規	交				
財	請	支	事	事	芸	籍	作	式	際	状			
(8)その他	(1)借財	(1)村請支出	(8)金銭収支	(1)仏事	(1)婚姻	(1)学芸	(1)書籍	(3)調度品	(1)多良屋敷	(2)江戸屋敷	(3)側用人奉書	(4)若年寄奉書	(1)大老奉書
	(2)調達金		(4)藏物収支		(2)藏米収支		(2)養子縁組		(4)屋敷図		(5)尾張藩用人奉書	(6)本願寺門跡書状	(2)老中奉書
											(8)その他(未整理)		

G	1	1	財政	収支	収支見積	71~72	2
	2			収支	収支見積	655~657	3
	3			金銭	金銭	1867~1876	14
	4			物	物	134	1
2	1		村請	支出	村請	支出	160
8	1		借	財	借	財	751~764
2				調達	調達	金	110~111
3				その	その	他	28~36
4	1		留守居方	財政	留守居方	財政	170~175
5	1		物	産	取	引	95~98
6	1		講		講	194~197	4
7	1		そ	の	他	御出入方扶持	51~61
	2				そ	の	他
H	1	1	明治	国事	新政出仕	170~179	58
	2				学区取締	141	3
	3				郡長	171~175	5
	4				そ	の	他
2	1		経営	家計	1~506	668	
2	2			農業	1~216	289	
3				日記	33~35	5	
4				そ	の	他	1~91
I	1	1	その他	そ	の	他	87
					兩年度合計	13092	
					8年間通算	51267	

付表 未整理文書

分類	ダンボール箱番号	ダンボール箱数量(箇)	推定点数(点)	備考
書状	1~26	26	20300	
学芸	27~30	4	—	書・絵画習作等
財政	31~33	3	4000	明治期以降が大部分 断片的書付類
贈答目録 祝儀袋	34	1	—	
雑	35~41	7	—	
日置江	42~47	6	2100	

- 注1. 文書およびそれに類するものの点数のみ推定。
2. 日置江は仮目録がある。この文書は岐大郷土博物館所蔵の日置江村文書と一対のものである。
3. 総じて、慎重な取扱いが特に要請される。

分類記号			分類項目名		整理番号	点数
B	1	3	支配	年貢	そ	の
	2	5		役	他	1
	3	1		災害	領内災害	8
	9	1		土木	領内治水	7
	10	1		林野	山林	13
	2				山論	5
	11	4		寺社	勤行祭式	9
	5				檀家	6
	6				出入	2
	7				そ	の
	12	1			他	1
	13	1		救濟・顕賞	救濟	5
				交通	行	8
C	2	1	家臣	勤仕	取立・出仕	1
		3			勤向	7
				幕府	幕府	12
D	1	3	勤役	幕府	837~848	
	2	1		参勤	参府	13
		2			初目見	2
	3	2		軍事	軍備	2
		3			武術	6
E	1	1	治水	役儀	役儀	17
	2	1		用水論所見分	用水論所見分	19
	3	1		普請見廻	普請見廻	10563
	4	1		そ	の	84
F	1	1	家政	系譜	先祖書	1
	2				名書	3
	3				統書	2
	2	1		家督	当家	71
	2				他家	4
	5	1		交際	贈答留	114
	2				そ	の
	7	1		家作	多良屋敷	6
	2				江戸屋敷	3
	4				屋敷図	1
	8	1		書籍	書籍	15
	9	1		学芸	芸芸	82
吉	10	1	吉事	吉事	婚姻	84
	2				養子縁組	5
	11	1		仏事	仏事	246

(1) 台所方日記

この日記は台所方役人が日々書き次いだもので、その史料的性格は台所方役の職務内容に規定されている。安政二（一八五五）年の台所方役人の誓詞（〇・二・二一一九く）より、誓約事項のうちで職務内容を示す条項を書き抜いてみると、つぎの三ヵ条である。①「御物置^井諸品出入之儀^者勿論、何^ニ不依御後闇キ儀、毛頭仕間敷事」②「御鉢口番格御足輕以下之者共、風儀正敷御奉公大切^ニ相勤候様、精々導可申事」③「御勝手向万端入念精密可仕事」すなわち、物置の管理、足輕以下の者の支配、勝手向支配が職務内容であり、したがつて日記の記述はこれらに關するものである。

台所方日記は嘉永二（一八四九）年から明治四（一八七一）年まで、その間に若干の欠落があるものの、二十三年間の分が残っている。

(2) 学芸

この項目には、学問、芸能に關する史料がまとめてある。すでに整理済みの「書籍」の項目と関連が深い。あわせて参照すべきである。

文化一三（一八一六）年に尾張藩から儒学者秦鼎を招いている。秦鼎は、細野要斎著『尾張名家誌』（安政四＝一八五七）年皓月堂によれば、字を士鉉といい、滄浪と号し、明倫堂教授を勤めた人物である。ここに分類した文書は招請にあたつて尾張藩役人ととりかわした書状がほとんどで、高木家においてどのように遇したかを示す史料はない。

源頼朝、足利尊氏、義満、義持、義教、義政、義稙から遠山氏にあてた文書の写しがある。これらは古文書にたいする興味から残されたものと判断し、「学芸」の項目に分類した。

口絵に掲載した歌切は『古今和歌集』巻四秋歌上のうちの三首分で、裏面に「兼好法師書」とある。真偽のはどは未詳であるが、今後の検討を期待する意味で口絵とした。

このほか、大通院こと幸之助（宝暦一一（一七六一）年没）、養源院こと長橋永貞（文化二（一八〇五）年没）の諸書よりの抜粋集をはじめ、舞踊、能楽、茶道、将棋に関するものや、世上に喧伝された諸事件の記録類などがある。

(3) 国事・その他

この項目は大項目「明治」中項目「国事」の第四小項目ではあるが、実際に分類した史料は、学区取締と郡長を除き、公私にわたる諸種の団体の役職に高木氏があつたときのものである。それぞれの役職について系統的に文書が残されていず、断片的に、以下の役職に関する文書が残っている。

まず、高木貞正は明治一五（一八八二）年に保冕会岐阜県下第二部委員を勤めていた。保冕会とは、『保冕会有志金名簿』（三二）に綴じこみの趣意書によれば、「日光山祠堂ノ壯觀及ヒ名勝ヲ永世ニ保存」するためには金活動をする団体で、明治一二（一八七九）年、安生順四郎等により発起され、同時に内務省の認可を得て成立したものである。岐阜県では二千円を目標に活動した。高木貞正が委員を勤めていた第二部は、県下を六部に分けたうちの一つで、不破、安八、上下石津、多芸、海西の諸郡からなっていた。これらの地域で寄付金を出した人たちの名簿や銀行払込みの書類が残っている。

農会に関与していたことを示す史料がある。明治一五（一八八二）年と翌年の大日本農会岐阜支会の例会通知（八・一三）がそれである。とくに後者では、高木貞正は特別会員との肩書を有しているところから、郡長在任期間でもあり、官側の特別会員という意味であろうか。また、明治三三（一九〇〇）年一〇月一五日の時点では多良村農会長であったことがわかる。おなじ年、養老郡農会の会則と収支決算書（二五）が残っている。郡農会は町村農会をもつて組織されていたので、高木貞正も必然的に郡農会に関与することになったものである。

多芸輪中水利土功会に関する史料は三点ある。明治一九（一八八六）年三月五日付の開会の辞草稿（一五）がそのうちの一つである。連年の水害と乏しい財源について述べている。あと二点は、明治二三（一八九〇）年度の会議の覚書である。堤防維持規則、予算案などについて審議され、表決の結果も書き記してある。

このほか、明治二一（一八八八）年から約六年間、濃飛私立衛生会の地方委員を勤め、また、同二七（一八九四年）の第三回総選挙では衆議院議員に当選している。

（4）明治・家計

この項目には、版籍奉還以後の高木家の家計状況を示す史料が分類してある。六つにグループ分けした。

第一は金銭收支を示す帳簿類である。一年間の金銭米穀などの出納を付け留めた帳簿は、標題は統一されていないが、明治六（一八七三）年から同三九（一九〇六）年までの分がある。これらとは別系統で、『高田寓所会計出納簿』『押越寓所出納簿』がある。これは明治一二（一八七九）年から同二七（一八九四）年まで、この期間は高木貞正が郡長を勤めていた期間と一致する。そのほか、酒、呉服太物、染物などの通帳が多くある。

第二は貸借証文類である。幕末の貸借関係が継続していることを示す史料として、岐阜加納の西川からの借金

の返済をめぐる一連の文書（一八五）も残っている。

第三は商品買入れに際しての請求書、領収書の類をひとまとめとした。

第四は所得・税金関係書類である。家禄税、地券税、所得税などの領収証や所得申告書の控がそのおもな内容である。

ちなみに、明治二七（一八九四）年と同二八年の所得についてみてみよう。明治二七年四月三〇日に九四〇円余の所得が申告されている。その内訳は、額面二千円の整理公債証書利息百円、衆議院議員歳費八百円、地所得四〇円余である。もともと、二カ月後に、衆議院解散とともになう減収を申告しなおした。地所得の内訳は、一町一反五畝一歩の田畠貸付による所得三八円余と、一町二反二畝六歩の桑畠自作の所得二円弱となっている。翌年の申告は八五七円余であり、その内訳は、軍事公債証書額面千五百円の利息五九円余と、地所得七九八円余である。地所得の内訳は、一町二反五畝二歩の田畠貸付による所得四六円余と桑畠の二円弱、それに五町一反の山林から桧百本杉千四百本の伐採による七四九円余の所得である。公職を離れるによつて減少した分を持林の伐採により補い、両年で所得の構造が大きく変化していることがわかる。

明治二九（一八九六）年は九〇七円余の所得を申告しているが、前年とのちがいは自作桑畠を小作に出したことである。これにより三〇円ちかく増収した。

明治三〇（一八九七）年と三一年の所得も知ることができる。この両年の所得の内訳は右にみた二七、八、九年のそれとはまた様相を異にする。すなわち、所得総額ではそれほど変化はないものの、大垣共立銀行と大垣時蓄銀行の株式配当金が三割程度を占め、それまでの小作地からの所得を継続して確保し、ことに三一年では小作地を一町余も増加させ、これら増収の分だけ山林伐採による所得を減少させている。

第五のグループは講闘係書類、第六は雇人に関する史料である。

(5) 明治・農業

この項目には、明治期以降の高木家の農業、林業に関する史料を分類し、項目名は「農業」をもつて代表させた。

明治五（一八七二）年から同一四（一八八一）年までの土地売買証文が一一通残っている。これにより高木家が買取った田畠の面積合計は一町二反六畝一一歩であり、これは前項でみた所得の申告書のうち、明治二七、八年田畠貸付の面積にほぼ合致する。小作米受取に関する帳簿は、明治一四（一八一一）年、同一六年、同一七年、同三八年のものが残っている。高木家自身による田畠耕作を示す史料は、桑、茶に関するものが大部分で、そのほかはわずかに三点である。すなわち、明治五、六年『おしゃゑんもの』（二あ）、明治七、八年『御境内野菜[#] 菓類等』（二い）、明治九年『屋敷収護記』（二う）よりほかはない。これらの帳簿は自家消費用の野菜類の収穫を記録したものである。前項に分類した雇人に関する帳簿には使役内容も記してあり、そのなかに「畠耕作」との記述もあるところから、高木家は自給用の菜園を雇人によって手作していたものと思われる。

すでに前項で述べたように、高木家は明治二七、八年の段階で、一町二反二畝六歩の畠で桑を栽培し、そこから五五九貫目の桑を収穫したと申告した。この項目には桑に関する史料が一三点ある。養蚕については、明治二三（一八九〇）年付の史料が三点ある。一点は、天候、気温、湿度、給桑時刻、桑目方を記した『日記』（四〇）である。『養蚕用諸入費記入帳』（四二）には一月から六月までに七九円余の出費が記帳されている。『蚕種遣シおほへ』（四三）には種の引渡し先と員数とが記されている。

茶に関する史料は大部分が生茶の売渡しを記帳した通帳である。たとえば、明治一一（一八七八）年には三井物産会社に二七貫九二〇目を五円六五銭六厘で売渡している。茶摘みとその手間賃を記したものもあるが、ごく少数である。

高木家にとって林業が家計の重要な柱であったことは前にみたとおりである。明治期の山林所有をトータルに知りうる史料は残っていない。大部分は木材売渡しに際しての入札の書付や売買証文類である。

(6) 経営・その他

この項目には高木家の明治期以降の経営に関する史料のうち、「家計」「農業」「日記」に分類できなかつたものを集めた。その多くは高木氏が株主や監査役として関与した銀行に関する史料である。大垣共立銀行、大垣貯蓄銀行、濃飛農工銀行などで、高木家自身、これらの銀行からの収入に少なからず依存していたわけであるが、史料の内容からいえば、むしろ銀行の業務を主として知りうるものであるので「家計」には分類せず、「その他」として区別した。

銀行関係以外では、明治六（一八七三）年六月『御屋敷御^(ママ)主法之覚』（八一）を紹介しておこう。これを作成した桑原応助は尾張藩石河家領一之瀬村の庄屋で、幕末以来、借金の口入などをして高木家と関係のできた者である。内容は、屋敷の縮小と不用な建物の払下げ、およびそれによつて生じた空閑地に茶や桑を植えつけることなどにより、家計を維持すべしとの意見書である。また、「御暮向ハ大方農家之大家風ニ被遊候歟」とか、「御学業御心懸ケ被遊、内御暮方之御勘考被遊、外何時如何様之御用御座候其無遲滯御勤被遊様、内外之御賢考而已奉祈上候」などと、生活上の心得についても述べている。そして最後に、「右荒々奉申上度、只今御家稼無之と

も、右御屋敷^井御払物等御座候得ハ、私儀御引受仕候而も御暮方ニ御差支無御座奉存候、乍恐被遊御安心、日夜御工夫御尽力被遊候様奉祈上様、余ハ追^而拝謁之上と奉建言留候」と結んでる。交代寄合高木家の末路にあつての興味深い史料である。

木曾三川治水史年表稿

凡例

この年表は本学所蔵の西高木家文書のうち、治水文書一一、九三〇点によつて作成したものである。

木曾三川の治水は、『調査報告』Ⅳで示したように、美濃郡代または代官およびその統轄する笠松堤方役と、高木三家およびその配下の川通掛との立会いで遂行され、またある時点からは高木三家が関与しない地域もあつた。さらに、御手伝普請や国役普請をのぞき、恒常的な治水監督は三家の年番制でおこなわれていた。したがつて西高木家文書だけで近世における木曾三川治水史を網羅しえているわけではない。

また、この年表は分類・整理作業の副産物にすぎないので、事実の確定に不充分な点があることは否めない。たとえば、普請に関する村々よりの出願はそのかぎりでそのおもなものを採つたが、実現のいかんまでは追求しきれていない。採録した事項も四〇〇たらずである。

それにもかかわらず、あえて初步的な試みをここに報告する所以は、厖大な文書群を解題するには、年表化が最適であるとの判断にある。

なお、記載においては、高木家が主体あるいは客体であるばあいは、これを明記することを省略してある。(1)は閏二月を示す。三一三〇は三月三十日、一一九は同月十九日の略である。

西暦	和暦	事項
一六四二	寛永一九	三一三〇 濃州国役堤普請につき前年八月十七日以降の扶持米を受けとる。 『濃州國役堤普請奉行拝命』
一六四五?	正保年中	美濃國中堤破損普請奉行拝命。
一六五四	承応三	美濃國普請御用を勤める。
一六五九	万治二	四一二九 坪内宗兵衛知行各務郡前渡村木曽川堤国役普請奉行拝命。
一六六三	寛文三	美濃國役普請御用を勤める。
一六七二	一 一一	三一九 大野郡房島村ほか十三カ村の普請目論見。 安八郡白鳥村の境争論に際し、美濃國中川筋の内々見分を指示されるが、高木家などの意見により延期。
一六七一	一一	一二 坪内惣兵衛知行木曾川堤国役普請。 一二三 濃州国役普請につき老中奉書。
一六七四	延宝二	八一 この年四月二日から七月十日までの国役普請扶持米を受けとる。
一六七八	貞享三	一〇一二八 坪内惣兵衛知行所木曾川堤破損修覆につき老中奉書。
一六八三	天和三	
一六八六	九一一九 大野郡福島村と居倉村の河争論裁許のむね承知につき書状下書。	
一六九八	美濃国役普請御用を勤める。	
一七〇一	元禄一一	
一七〇三	一六 一四	六一三〇 高木五郎左衛門、勢州桑名川筋御用済み次第、濃州国役堤普請奉行拝命。 七 『桑名川通 南之郷村新堤築立・同古堤取扱・千倉村作右衛門新田取扱入用帳』 九一二九 『桑名川通 御藏入葭葦場土取扱入用帳』 一〇 『勢州下坂手村御林廻新田草場取扱普請仕様帳』 一五 石津郡七右衛門新田堤築替え普請入札。 一二 『濃洲勢州川通水行障場所取扱御普請御入用帳』

			一七〇四	宝永元	四一二九 勘定奉行、濃州国役堤普請完了注進への返書を出す。 九一一三
			一七〇五		川通り竹木取払いを指示さる。
			一七〇六		二 一 (一七) 三川流域村々、堤・猿尾改帳を提出。 四一五 家来をして一年交代に川通り巡見さすべきむね老中奉書。 八一二 大野郡西座倉村、東座倉村堤外打捨杭・新籠・竹木根取払い訴状を提出。 一二二 大野郡房島村、上野・溝尻村より久瀬川へ新規築打ちにつき取払い訴状を提出。
			一七〇七	四	三一 (一) 不破郡荒川村庄屋、多芸郡飯田・蛇持村と築堤につき争論吟味中、高木家中縁者との交際禁止請書を提出。 六一二 大野郡呂久・大月村、呂久村渡舟場猿尾設置に支障なきむねの一札を提出。
					七 武儀郡生樹村、極樂寺村より植付けの竹木取払い訴状を提出。 各務・方県・武儀・山県・本巣・加茂・安八郡村々、『砂入地面直目論見帳』・『川除砂留普請目論見帳』を提出。 一一一七 坪内惣兵衛・津田平左衛門知行村々国役普請目論見。

一七三〇	享保一五	八 代官辻甚太郎、増山河内守城地領内普請土取場堤通り蛇籠乱杭をもつて水防出願一件吟味覚書を勘定所へ提出。
一七三一	一六	七 安八郡上開発新田・下開発村、佐渡村渡舟場猿尾先次ぎ中止を出願。
一七三二		八一一三 訴訟方多芸郡横屋村・相手方志津村ほか、下池中除堤修復争論落着につき証文をとりかわす。
一七三三	一八	四 桑名郡香取村、肱江村谷川よりの石砂防止堤増強を出願。
一七三四	一九	六 方県郡正木村石堤・南正木・則武両村川表取払い・多芸郡飯田村新堤置き土取払い等見分覚書。
一七三五	二〇	一 多芸郡大場新田・下笠輪中悪水落江堀下げ願い場所見分。 一〇 多芸郡岩道村ほか二カ村、大川表山下堤逆水除けを出願。
一七三六	元文三	一一 羽栗郡野中村、久瀬川筋房島村堤外新田猿尾取払いを出願。

				一七四一
				竈保元
				一 不破郡桧村ほか四カ村、荒川村前七曲川筋真直に堀換えを出願。 石津郡
				羽根・駒野村定浚え場所見分。 一四 石津郡下境村、水落新江堀普請着工予定を注進。 三 下境村、悪水落普請出來を注進。 多芸郡江月・蛇持・飯田村、大谷川瀬工事中止を出願。 六 本巣郡十九條村、犀川通り古橋輪中井堰につき評定所へ出訴。 八 方県郡上土居村、鳥羽川通り下土居村地内水行障害場取払いを出願。 一二 濃州勢州七十三カ村、美濃国川々水落ち差支えにつき浚渫を出願。
一七四二	二	延享元	五 池田郡片山村築立ての川除石籠・水除堤の除去を八幡村出願につき見分。	
一七四五			七 古宮輪中・今村輪中、川除普請を出願。 八 武儀郡中切・堤村、犀川通り取払い場所見分を出願。 九一五 安八郡白鳥村、猿尾先継ぎ普請出來を注進。 同郡横井村、籠出し普請出來を注進。	
一七四五	二		七 不破郡桧村、大谷川筋荒川村前新規堤取払いを出願。 一二一九 石津郡下一色・下境村・桑名郡柚井・香取村、上之郷輪中悪水排水のため香取川へ埋樋伏越しに故障なきむねの一札を提出。	

			一七四九
			一七五〇
			二
		二 方県郡河渡宿・水除土手築足しを出願。	三 安八郡今村等、牧田川置洲
		浚渫を出願。 五 鳥羽川通り方県郡上・下土居村・下城田寺村用水堰出入裁許、分水土木設置見分。 六一九 池田郡八幡村等、片山村地内に砂留堰設置を出願。	浚渫を出願。 五 鳥羽川通り方県郡上・下土居村・下城田寺村用水堰出入裁許、分水土木設置見分。 六一九 池田郡八幡村等、片山村地内に砂留堰設置を出願。
		七 (レ九) 濃州村々に、堤・猿尾等につき宝永二年以降の変更の有無を書きあげさせる。 八 安八郡車戸村、堤破損を注進。 一〇 大榑川通常水堰 <small>井</small> 猿尾百姓自普請大積帳』大野郡一木村、敷川通り温井村境打捨杭修復を出願。 一一六 池田郡上野村、久瀬川通り字浅鳥河原に無届けにて猿尾再建につき託状を提出。 一二三 大榑川自普請出願場所見分。 一二一 牧田村新堤普請許可。	七 (レ九) 濃州村々に、堤・猿尾等につき宝永二年以降の変更の有無を書きあげさせる。 八 安八郡車戸村、堤破損を注進。 一〇 大榑川通常水堰 <small>井</small> 猿尾百姓自普請大積帳』大野郡一木村、敷川通り温井村境打捨杭修復を出願。 一一六 池田郡上野村、久瀬川通り字浅鳥河原に無届けにて猿尾再建につき託状を提出。 一二三 大榑川自普請出願場所見分。 一二一 牧田村新堤普請許可。
一七五二	二 宝曆元	一七五一	一七五三
		二 安八・多芸・石津郡七十二カ村に大榑川喰違堰自普請を指示。 七 石津郡市之瀬村、多良川通り古田起返し新堤築立てにつき請書を提出。 八 市之瀬村、下鴻東新堤を完成。	一 邵代、『濃州御料私領水損所水落御普請大積目論兒帳』を作成。

				一七四六
一七四八		一七四七		
寛延元		四		延享三
九 郡代青木次郎九郎、木曾・伊尾川分流自普請につき上申。 この年、丹羽若狭守御手伝普請。				三 安八郡大吉新田・海松村等、塩喰村新川堀割りに故障申立て。 州御料私領水損所村々高付』を堤出。 八 石津郡帆引新田、木曾三川浚渫および木曾・伊尾川分流の願書を提出。 一〇 『海西郡鹿野・定松村川除普請大積書』 一一 桑名郡今島村等、上之郷輪中悪水排水のため香取川へ埋樋伏越しに故障なきむねの一札を提出。
				二一 一八 津保川通り加茂郡稻口村・武儀郡関村普請所見分書作成。 三 古宮輪中新猿尾着工許可。 一二四 安八郡今福村等、島村地内新猿尾につき一札を提出。 四一 一九 鹿野・定松村、川除普請竣工につき注進。 五 岩戸輪中、新規排水路付設を出願。 六 今村曲輪・古宮曲輪、排水のため豊喰野畠へ新川堀割りにつき再願。 八 『境川通御料私領村々取扱野帳』 九 厚見郡南上加納村等、新規排水路付設を出願。 一〇 中島郡小藪村、木曾・長良川分流工事を出願。 一一二五 海西郡鎌島新田等、芝居新田新規開発につき詫状を提出。 一二 安八郡海松新田等、大博川へ常水石堰設置その他につき願書を提出。 一五 濃州川々御手伝普請見廻り御用拝命。

一七五三
宝暦三

二・三 多芸郡祖父江村等、牧田川通り浚渫・小畠川堀替えを出願。 四 牛牧輪中逆水留門樋願い場所見分。 新田新規築堤停止を出願。

多芸郡上之郷村ほか九カ村、金屋村等よりの

新田新規築堤停止を出願。 不破郡桧村等、中曾根村西堤築足し水除けを出願。

本巣郡牛牧村等、五六橋川落口逆水留門樋建設を出願。

大垣領八十七カ村、

新田新規築堤停止を出願。 不破郡桧村等、中曾根村西堤築足し水除けを出願。

一七五三 宝暦三	二・三 多芸郡祖父江村等、牧田川通り浚渫・小畠川堀替えを出願。 四 牛牧輪中逆水留門樋願い場所見分。 新田新規築堤停止を出願。 不破郡桧村等、中曾根村西堤築足し水除けを出願。
一七五四	五 本巣郡牛牧村等、五六橋川落口逆水留門樋建設を出願。 大垣領八十七カ村、
一七五五	六 郡惣代高柳新田・多芸郡惣代横屋村・安八郡惣代中郷新田、大博川べ切および羽根・駒野谷先築き留めを出願。 翌月にかけて、濃州勢州村々、普請願いの有無につき上申する。 中島郡加賀野井・城屋敷・一色村、逆川締切りを出願。 石津郡惣代高柳新田・多芸郡惣代横屋村・安八郡惣代中郷新田、大博川べ切および羽根・駒野谷先築き留めを出願。 多芸郡釜段新田等、三川分流および川替えを出願。 桑名郡上之郷村等、三川分流を出願。 七 中島郡江吉良村等、木曽川通り十丁野八神村間に常水堰設置を出願。 桑名・高須・長島藩当局、木曽請につき存寄を提出。
一七五六	八 一 祖父江村等、牧田川通り付洲浚渫を出願。 中島郡小藪村等、桑原・小藪輪中江下げ普請繩張りにつき一札を提出。 三 『大博川洗堰模様替普請出来形帳』 四 一 二七 吉田久左衛門より宝暦治水出来栄見分終了のむね書状。
一七五七	九 五 『大博川口洗べ切自普請出来形帳』を勘定所へ提出。 七 長島領村々、南之郷村より海口まで悪水吐糞伏込みを出願。
一七五八	一〇 三 多芸郡根古地新田等、『大藪村川口べ切修覆仕様帳』を作成。 四 根古地村、伊尾川通り猿尾普請を出願。 多芸郡舟付村、古跡取立て伊尾川通り川除普請。 六 多芸郡口ヶ島村、岩道・西岩道村と一曲輪になるよう堤普請を出願。 八 舟付村、杵猿尾・籠出し普請完成を注進。 一一 石津郡駒野・羽根村、谷先馳出し取払いを出願。

				一七六五
				二
				一七六六
				三
一七六七	四	九	『伊東伊豆守・三淵縫殿助・奥山甚兵衛知行池田・安八郡村々堤川除国役普請出来形帳』	一石津郡東駒野・西小島村、伊尾川通り西小島分堤へ悪水落堤伏込みを出願。
		三	『濃州勢州川々御手伝御普請御用留并川通御用日記』	中島郡小数村、堤外畠方掛廻し小堤出願のところ却下につき一札を提出。
		三	『濃州勢州川々御手伝御普請御用留并川通御用日記』	大夫・吉川吉五郎・酒井修理大夫。七『島角右衛門知行武儀郡横越・笠神村当戌年国役普請出来形帳』『坪内惣兵衛・同権之助・同権左衛門・島角右衛門知行各務・羽栗・武儀郡村々当戌年国役普請出来形帳』。加茂郡稻口村、津保川通り普請を出願。
		九	『伊東伊豆守・三淵縫殿助・奥山甚兵衛知行池田・安八郡村々堤川除国役普請出来形帳』	一老中より、高木三家の川通り持場縮小につき達書。

一七六〇	宝暦一〇	一〇『坪内伊豆守・同権之助知行羽栗・多芸郡五ヶ村国役普請大積帳』『島角右衛門知行武儀郡横越・笠神村・松平隼人知行同郡池尻村・山県郡太郎丸・岩村国役普請出来形帳』一一七勘定所より国役普請につき書状。この年、松平隼人知行武儀郡池尻村郡上川通り国役普請見廻り御用を勤める。
一七六一	一一	四本巣郡小柿村、中川通り上本田村地内新土手取払いを出願。一一本庄熊次郎・室賀兵庫・金田遠江守・同新三郎・同平次郎・日根野一学知行方県・山県・各務・加茂・海西郡村々『国役普請出来形帳』
一七六二	一二	三多芸郡直江村、祖父江村新田取立てに際し悪水落江堀替えを出願。四本巣郡上橋本村・別府村境横土手出入。八一八郡代千種清右衛門より、加藤平内・松波平右衛門知行大野・池田郡村々国役普請につき書状。この年、坪内伊豆守等知行所国役普請竣工届書下書できる。
一七六三	一三	一石津郡乙坂村、沢田村新規刎籠取払いを出願。池田郡脇永村埋樋修覆様替えを申渡す。一七八本巣郡十七条村道繕い六寸高き分取払いを申渡す。
一七六四	明和元	二石津郡太田輪中と香取川付香取・戸津・柚井・肱江村と悪水落としかた争論内済。一二久瀬川通り大野・池田郡川除国役普請見廻り御用拝命。
		一『大博川洗〆切修覆普請積帳』五『加藤平内・松波平右衛門知行池田・大野郡久世川通三ヶ村国役普請出来形帳』

一七六九	明和六	勢州桑名川通り与左衛門新田・茂左衛門新田跡流作場水行故障有無見分御用を勤める。	七	一七七〇	羽栗郡村々国役普請見廻り御用を拝命。九『羽栗郡村々(津田英太郎)	知行光法寺・長池・三ツ屋・藤掛村・中川左門知行坂丸・森村)木曾川通国役普請出来形帳』	一七七一
一七七一	一七七二	安永元	六 安八郡中村と南条・氷取・大野村、排水路・懸廻し堤等の争論内済。	一七七三	一七七四	一〇 水行障害物取扱いにつき『川通村々請書』を提出させる。一一一二六	一七七四
一七七四	一七七五	三	本巣郡前野村流猿尾をめぐり厚見郡高河原・日置江村との出入内済。	一七七五	一七七六	五一一八 笠松堤方役より、石津郡羽根・駒野谷先浚渫指示につき書状。	一七七五
一七七五	一七七六	四	一〇 普請役元べ松井官兵衛等、『木曾川通羽栗郡藤掛・三ツ谷・長池・光法寺村堤川除国役普請大積目論見帳』を作成。一二 多芸郡横曾根村・浅草輪中、伏越樋・堀割自普請。	一七七六	一七七七	五一二八 木曾川通り四カ村国役普請出来栄の見分すむ。一〇 水行障害物取扱いにつき『川通村々請書』を提出させる。一二一四 笠松堤方役より、中島郡小藪村懸廻し願いにつき書状。	一七七七
一七七七	六						

一七九〇	二								
一七九一	三								
一七九二	四								
一七九三	五								
一七九四	六								
一七九五	七								
一七九六	八								
一七九七	九								
一七九八	一〇								

三 安八郡大村・直江村、結付枝郷領家村より野畠川岸への新規普請取扱いを出願。
 四 笠松代官・高木三家、本巣郡上・下穂積村より出願中の築流狭土手自普請願い下げにつき勘定所へ届書を提出。

二 本巣郡生津村等、同村地内長良川通り籠出し普請につき請書を提出。

一 水行障害物取扱いにつき『川通村々請書』を提出させる。

二 羽栗郡西小熊村、欠所開い普請を出願。

六一二 油島新田地先洗堰破損見分日限につき、笠松堤方あて書状を出す。

二 羽栗・厚見郡御料私領二十六カ村より西小熊へ懸かる境川通り水行普請取扱い願い場所見分。 河渡輪中より江崎村へ懸かる新規小堤をめぐる天明元年以來の争論内済。

四 安八郡大村等より西結・北今ヶ淵村へ懸かる取扱い訴訟内済。

一 水行直し普請見分中立会い御用を拝命。 二 濃州勢州川々去卯急破当辰春役水普請見廻る。

一 七郷輪中、油島喰違切自普請出来につき一札を提出。

二 七郷輪中、油島喰違切自普請出来につき一札を提出。

一〇一一六 勘定奉行中川飛驒守より、濃州勢州尾州川々普請見廻り御用につき書状。

一七八四	天明四	六 中島郡曲利村ほか二十五カ村、大博川洗堰取扱いを出願。 七 安八郡森部輪中・墨俣村ほか十八カ村、大博川洗堰を喰違堰に変更・豊喰川洗堰半減を出願。 八 厚見郡東鳥屋村ほか二十一カ村、大博川洗堰取扱いを出願。
一七八五	五	三 石津郡百八カ村、大博川洗堰据置きを出願。 大博川洗堰につき障村々八十一カ村・益村々三十四カ村の吟味はじまる。
一七八六	六	四〇 水行障害物取扱いにつき『川通村々請書』を提出させる。
一七八七	七	九一五 高須・本阿弥・太田・金廻・七郷輪中惣代、悪水引落ち難波につき江戸へ出願のむね届け出る。
一七八八	八	一〇一一八 日根野伊右衛門知行海西郡者結村国役普請見廻り御用を拝命。
一七八九	寛政元	一二四 笠松堤方役より、平岡美濃守知行中島郡堀津村国役普請見廻りにつき書状。
		一 濃州勢州川々普請中見廻り御用を拝命。 二 福束輪中、排水路設置を出願。
		八 高須輪中等、三川分流を出願。 一〇 安八郡西結村、三本木村流籠・大村東掛廻し小堤の取扱いを出願。 水行障害物取扱いにつき『川通村々請書』を提出させる。
		一一 勘定所より、堀津村枝郷須賀村国役普請見廻りにつき書状。 一一四 勘定所より、坪内三家知行木曾川通り八カ村国役普請見廻りの指示届く。 一一八 堀津村枝郷須賀村国役普請皆出来。

一八〇八	五	六一七 川通り竹木いよいよ入急に取扱うべきむねの廻状を出す。
一八〇九	六	墨俣輪中江下げ普請の出来栄を見分。
一八一〇	七	八一水行障害物取扱いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。
一八一一	八	桑名郡源六山新開場を取扱う。
一八一二	九	一〇安八郡牧村、新規杭刎取扱い延期を出願。
一八一三	一〇	一一一三三七二七 足近輪 中悪水落先長良川通り欠所出来急破取繕い普請につき差障り有無の見分出役。
一八一四	一一	八一八 桑名北魚町弥助へ横枕下海口潰地起返し願い却下を申渡す。 九 足 近輪中悪水落江筋堀替え普請竣工。 （二）水行障害物取扱いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。
一八一五	一二	五 桑名郡上之輪新田・下坂手村へ桑名川通り流作場取扱いを命令。
	一三	六 油 島新田地先洗堰喰違自普請修覆出来。

一七九九	寛政一一	一一 木曾川通り普請所村々より箇所付帳上がる。 一二九 堀津村国役普請
一八〇〇	一一	一一三 堀津村国役普請出来栄見分済む。 九 濃州尾州勢州川筋水行直し等そのほか宮・桑名渡毎路御普請所見廻り御用を拝命。
一八〇一	享和元	三 大垣預所当春普請村々を書きあげる。 七一四 笠松堤方より、濃州尾州勢州川々水行直し普請等、松平安芸守御手伝拝命につき書状。
一八〇二	二	二 村々より春役普請箇所付帳を提出。 九 森部輪中悪水落自普請所見分。
一八〇三	三	①一一二 森部輪中江下げ願い場所見分出役。 三一三〇 森部輪中伏越樋伏込み開始につき見分出役。
一八〇四	文化元	三 油島新田地先喰達洗堰自普請所修覆、皆出来。 七 森部輪中江下げ自普請出来形見分済む。 一二 濃州勢州川々普請見廻り御用を拝命。
一八〇五	二	二 長良川通り普請所村々、箇所付帳を提出。
一八〇六	三	三一ニ五 桑名郡古敷庄村屋、油島新田地先猿尾上の家作取扱いを注進。
一八〇七	四	二一一レ一四 安八郡西結村輪中悪水落中須川伏越埋樋伏込み見届け出役。 七 墨俣輪中悪水落江下げ自普請、皆出来。 一〇 「勢州桑名郡油島新田松本村地先喰違堰修覆御普請積帳」を勘定所に提出。 一一 水行障雪物取扱いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。

一 森部輪中、中村川伏越樋伏込み開始を注進。 六十三カ村組合惣代、油島新田地先喰違切普請出来を注進。 本阿弥輪中、伊尾川通り堤川除難行・坂樋伏替え普請等を注進。 一九 長良・伊尾・桑名・木曾・加路戸・篠・鍋田川通り村々へ普請有無届出指示の廻状を出す。これをうけ、翌月にかけて村々より普請箇所付帳を提出。 一二〇 川々普請見分御用済む。 二 『濃州厚見郡茜部村堤川通堤川除御普請出来形帳』

一 安八郡牧村、刎杭出来を注進。

二 『桑名郡油島新田松之木村地先喰違洗堰自普請取繕出来形帳』を六十三カ村組合に渡す。

五 立田輪中・神明津輪中、油島喰違堰浚渫を出願。

二 地震による濃州勢州破損所の御普請を見廻る。

二一二一 油島新田地先喰違場自普請石浚え・請猿尾先継ぎ、皆出来のむね訴答村々より達書。 一二五 羽栗郡西小熊村、境川流末模様替え等出来を届出。

二 幕府より指示の普請所へ柳小筏植付け一件につき意見書を上提。

三一一六 油島新田地先喰違修覆出願につき見分。

尾州濃州勢州川筋水行直し御普請を見廻る。

一一一二九 郡代松下内匠より、羽栗郡藤掛・三ツ谷・光法寺村国役普請出来形帳作成につき書状。

一 『金田伊織・津田卓次郎知行加茂・羽栗郡村々堤川除国役普請出来形帳』を勘定所に提出。 この年、『三淵土佐守・奥山主税助知行安八郡伊尾川枝川通南今ヶ淵村堤川除国役普請出来形帳』できる。 日根野帶刀知行海西郡者結村国役普請を見廻る。

佐屋川通り船路押埋め場所洲浚え普請を見廻る。

九 水行障害物取払いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。 一〇一二

中島郡小藪村、堤外作場道笠置き除去の請書を提出。

六 『油島新田松ノ木村地先喰違洗堰自普請出来形帳』を六十三カ村組合に渡す。

五 安八郡中村掛廻し堤築立て出願につき取計らいかた同書を勘定所に提出。

三一二九 安八郡南今ヶ淵村悪水吐自普請願い却下。 四一一 中村地内新規堤築立て場所見分につき届書。

七 中川用水組合惣代、本巣郡前野村地内用水新枠伏込み完成を届出。 長良川通り下穂積村ほか三カ村の新規堤築込み出来形見分。

一〇 水行障害物取払いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。

五 勢州加路戸川通り鱒江口普請所見分。 七(一八) 中村自普請新規水除

圍堤築立て出来形見分。

二 油島新田地先洗堰自普請所出来形見分。

一八三四

天保五

六 六十三ヵ村組合、油島新田地先洗堰喰違自普請竣工を届出。——桑名郡海口忽代富榮新田庄屋ほか、老松新田地先杭出し先継ぎ工事実施につき請書を提出。

九 多芸輪中、津屋川口築堤を出願。 ——〇 水行障害物取払いにつき

『川通村々請印帳』を提出させる。

一一 福束輪中、七郷輪中より大鳥居村まで新川普請を出願。 ——二 濃州勢

州川々御普請所を見廻る。 村々より普請箇所付帳上がる。

一八三五

六

一 石津郡万寿新田杭樋先新規杭出し普請所見分。 四 勢州加稻山新開懸廻し堤外杭出し見分。 ——〇 大垣領八十九ヵ村、安八郡中村懸廻し取払いを出願。

一八三六

七

三 安八郡南今ヶ淵村国役普請出来。 ——〇 水行障害物取払いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。

一八三七

八

一一〇 桑名郡上之郷村、悪水吐杭樋伏替えを出願。 ——二 中村新堤切所修覆出来。

一八三八

九

一一一〇 桑名郡上之郷村、悪水吐杭樋伏替えを出願。 ——一 伊尾川水開場中村新規堤に異議申立て。 ——二九 本巣郡前野村地内新規堤形普請に加納領村々より支障申立てにつき見分。 ——一三 前野村、新規水除小土手取払いにつき請書を提出。

一八三九

一〇

七 中島郡堀津村国役普請見廻り御用を拝命。 八 堀津村、『国役普請出来形ヶ所付帳』を普請掛り役人に提出。

一八四〇

一一

一一八 郡代柴田善之丞より、牛牧輪中・高須輪中・七郷輪中・金廻輪中田堤丈夫付普請見廻りにつき書状。 二 村々より普請仕様帳上がる。

九 六十
三カ村組合、油島新田地先喰違べ切堤当年分皆出来を注進。

一〇 水行障害物取払いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。

一一 石津郡羽根村、伊尾川添川欠根杭普請出来につき届出。

(一)一一三 立田輪中・神明津輪中・桑名郡長島新田流作懸廻し堤等取払いを出願。二 川縁巾五間通りは蜀黍等植付け禁止を村々に触れる。 五一二三 郡代、五月十三日の大水切所村々急水留見分のうえ被災状況を報告し來たる。

一一二五 安八郡中村と大垣輪中八十九ヵ村、和融内済。

七一九レ三〇 本巣郡前野村と厚見郡江崎・下奈良村、籠榎猿尾新規普請につき訴訟、論所見分出役。

一一〇 中島郡堀津村国役普請見廻り御用を拝命。 一一 水行障害物取払いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。

八一三〇 本阿弥輪中・太田輪中・多芸輪中・福束輪中・海松輪中・金廻輪中・七郷輪中・大垣預所・大垣領二百七十ヵ村、勢州海口白坊主山葭生等取払いを出願。

弘化元

一四

一八四四				
一八四三	一四	一三	一二	一一
一八四二				一一八
一八四一				一一八 郡代柴田善之丞より、牛牧輪中・高須輪中・七郷輪中・金廻輪中田堤丈夫付普請見廻りにつき書状。 二 村々より普請仕様帳上がる。
				三カ村組合、油島新田地先喰違べ切堤当年分皆出来を注進。
				一〇 水行障害物取払いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。
				一一 石津郡羽根村、伊尾川添川欠根杭普請出来につき届出。
				(一)一一三 立田輪中・神明津輪中・桑名郡長島新田流作懸廻し堤等取払いを出願。二 川縁巾五間通りは蜀黍等植付け禁止を村々に触れる。 五一二三 郡代、五月十三日の大水切所村々急水留見分のうえ被災状況を報告し來たる。
				一一二五 安八郡中村と大垣輪中八十九ヵ村、和融内済。
				七一九レ三〇 本巣郡前野村と厚見郡江崎・下奈良村、籠榎猿尾新規普請につき訴訟、論所見分出役。
				一一〇 中島郡堀津村国役普請見廻り御用を拝命。 一一 水行障害物取払いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。
				八一三〇 本阿弥輪中・太田輪中・多芸輪中・福束輪中・海松輪中・金廻輪中・七郷輪中・大垣預所・大垣領二百七十ヵ村、勢州海口白坊主山葭生等取払いを出願。

一八五二			五		四 願につき見分。
一八五三		六			一七二 村々より普請箇所付帳上がる。五 厚見郡下奈良村川欠所自普請出
一八五四	安政元			四 势州朝明郡亀崎新田庄太夫・桑名郡香取村茂助、朝明郡上吉・中吉新田地先 へ新田開発を出願。一〇 水行障害物取払いにつき『大川通村々請印帳』を提出させる。	
一八五五	二		九 河渡村ほか六カ村より下奈良村へ懸り、日置江村ほか二カ村より前野村へ懸り、河渡村ほか六カ村より江崎村へ懸る長良川通り水行差障り出入、あわせて内済。一〇 油島新田自普請所出来栄見分出役。	水行障害物取払いにつき『大川通村々請印帳』を提出させる。	
一八五六	三		二 水行障害物取払いにつき『大川通村々請印帳』を提出させる。六 大川通り村々、御取扱場改め見分夏廻り当分差止め申渡しにつき請書を提出。 一二 『平岡石見守知行中島郡堀津村外三ヶ村国役普請出来形帳』	水行障害物取払いにつき『大川通村々請印帳』を提出させる。	
			二 多芸郡下笠輪中より懸る小坪新田地内排水につき差縫れ出入一件相談のため笠松へ出張。六 伊尾川通り石津郡羽根・駒野谷自普請につき伺書を勘定所へ提出。一〇 羽根・駒野立会い新谷普請出来。		

一八四五〇	三	三	六	大博川口洗堰三十五カ村組合、中島郡小藪村濱地代金上納免除を出願。	弘化二	一八四五五			
一八五〇		四	一四	墨俣輪中、悪水吐のため平村・牧村の間、伊尾川古川通り堀割りを出願。		一九	六十三カ村組合、油島新田地先堰喰違・請猿尾大破のところ自普請修覆出来を注進。	一九	
			一一四	七郷輪中等より出願の勢州上之郷新田地先与左衛門新田草場葭生取扱い場所を見分出役。					
			一八四六	六 安八郡西結村新規杭出し普請見分。 一 水行障害物取扱いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。 一二一五 高須輪中悪水路模様替え普請見廻り御用を拝命。	三				
			一八四七	五 上・下穂積村、長良川杭出し普請を出願。 六 水行障害物取扱いにつき『夏廻り川通村々請印帳』を提出させる。 一二 伊尾川通り宇鶴森伏越樋伏替え普請を見廻る。	四				
			一八四八	一〇 羽栗郡本郷村、堤修復を届出。					
		二	一八四九	三 七郷輪中、『急破自普請箇所付書上帳』を提出。 油島新田、喰違堰争論取暖中の急破自普請を出願。 一 水行障害物取扱いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。					
			一八五〇	三 石津郡羽根村、川並畑方廻り修復を出願。 四 水行障害物取扱いにつき『川通村々請印帳』を提出させる。 五一〇 墨俣輪中悪水落江下げ中須川伏越樋伏替え自普請見分。 一二 濃州勢州尾州川々御普請見廻り御用を拝命。					

			一八六五
			慶應元
			三 六十三カ村組合、油島新田地先べ切場所修覆を出願。
			手村、境川通り川除堤切所・笠松往還道替押荒所の普請を公儀普請に組入れを出願。
			一 二 濃州勢州川々普請見廻り御用を拝命。
		二	一 村々より普請箇所付帳上がる。
		三	六 安八郡大野・中村、新規堤取払い請書を提出。一〇 水行障害物取払いにつき『大川通村々取扱請印帳』を提出させる。
一八六八	明治元		一 福東輪中、大野村ほか三カ村よりの新規掛廻し堤に関する出入内済指示不承知につき裁許を出願。

(以上)